

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に関する意見

[氏名]	ソフトバンクモバイル株式会社 [REDACTED]
[住所]	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング
[電話番号]	[REDACTED]
[FAX番号]	[REDACTED]
[電子メールアドレス]	[REDACTED]
[意見]	<p><b>【該当箇所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●信用情報機関を利用した支払能力等の調査の義務づけについて（P 7）</li> <li>●総量規制導入について（P 7・P 8）</li> </ul> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>当社の割賦購入あっせん事業は、当社が卸元である携帯電話機及び付属品等（以下「携帯電話機等」という。）を、当社の代理店網を使って、実質金利0%で、購入者に提供するものであり、いわば自社割賦に近い性質を持つものであると考えます。したがって、当社の割賦購入あっせん事業は、本改正の背景として指摘されている悪質な販売業者に利用される性質のものではないと考えます。また、本改正で議論されている信用情報機関利用の義務化や総量規制若しくは厳格な調査義務（以下「総量規制等」という。）を適用することになると、比較的小額の商品購入に際して、厳重な審査とコストをかけることとなり、かえって消費者の利便性や利益を阻害することになりかねないと考えます。</p> <p>つきましては、信用情報機関を利用した支払能力等の調査の義務づけ及び総量規制等に関して、適用除外とすることを要望致します。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>1. 当社割賦購入あっせん事業の特殊性</p> <p>当社の割賦購入あっせん事業は、以下のような特殊性があります。</p> <p>(1)対象商品の特殊性：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象となる商品は、当社が卸元である携帯電話機等に限られること。</li> <li>②そのため、対象商品の額が、数万円（2万円～9万円程度）と比較的小額であること。</li> <li>③逆に数量が膨大（約70万台/月）であること。</li> <li>④対象商品についての瑕疵等について、当社が販売元・卸元として、責任を負う場合があること。</li> </ul> <p>(2)加盟店の特殊性：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当社の加盟店は、当社の代理店業務を委託している代理店及び取次店（再委託先）であり、当社との代理店委託契約及びその再委託契約をベースとして、販売活動を行っていること。</li> <li>②これらの代理店若しくは取次店に関しては、営業担当者を割り当てて、店舗巡回も含めた管理体制をとっていること。</li> <li>③また、これらの代理店活動に関しては、最終的には、当社が一定の監督責任を負っているものであること。</li> </ul>

(3)交付書面の特殊性：当社の割賦購入あっせんに際して、消費者に交付される書面は、対象となる商品が当社が卸元である携帯電話機等であり、当社の代理店網を通じた販売であることから、加盟店が独自に作成したものではなく、基本的に当社が作成した書面であること。

(4)金利の特殊性：当社の割賦購入あっせんは、当社が卸元となっている携帯電話機等を広く販売していくために、実質金利0%で提供しているものであり、金利によって利益を得ることを目的としていないこと。

以上の特質を考慮すると、当社の割賦購入あっせんの仕組みは、卸元として当社が商品に対して一定の責任を負う場合がある携帯電話機等を対象とし、当社の監督下にある代理店及び取次店のみを加盟店とし、書面交付を含めた販売活動内容も当社が監督しながら提供するものであり、いわば自社割賦に近い性質をもつ特殊な仕組みであると考えます。

2. 信用情報機関を利用した支払能力等の調査の義務づけ及び総量規制等を適用した場合の消費者の不利益

(1)現在携帯電話機等の割賦購入あっせん利用の審査については、早期利用開始を希望する消費者の要望を重視し、迅速な審査を実施していますが、当該信用情報機関を利用した調査及び総量規制等が課せられると、審査の時間が大幅に伸びる可能性があり、現状からの大幅なサービスダウンとなって、消費者に利用上の不便をかけるおそれがあります。

(2)また、当該対応のためには、システム改修や運用フローの見直し等の物的・人的コスト増が不可欠ですが、当該コストを消費者の負担として上乗せすることは、対象商品が数万円（2万円～9万円程度）の物品であることを考慮すると、回避することが消費者の利益に合致するものと考えます。

以上